

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種に関する事務では、(仮称)がん健診・予防接種・結核健診システムを利用しているが、保守管理  
委託業者による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に秘密保持に関する事項を含めるなどしている。

## 評価実施機関名

旭川市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務		
②事務の内容 ※	<p><b>【予防接種事務の概要】</b>          予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務</p> <p>1. 取扱いの対象となる予防接種の種類          (1) 予防接種法に基づく予防接種          (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種</p> <p>2. 事務の内容          (1) 予診票の発行          住民基本台帳(以下「住基」という。)の情報を基に、予防接種法等関係法令で定められた年齢要件等に該当する者に対し、予防接種の予診票等を作成・発行する。          (2) 予診票の再発行          住基の情報を基に、予診票を紛失した者等に対し予診票等の再発行を行う。          (3) 予防接種記録の管理          契約医療機関や集団接種会場等で予防接種を受けた市民の予診票について当該医療機関等からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。          (4) 接種勧奨通知の送付          伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて市民に対し、接種勧奨の通知を行う。          (5) 予防接種実施依頼書等の発行          本人(保護者等を含む。)からの申請に基づき、区外の自治体で予防接種をする場合、予防接種実施依頼書等を作成し、発行する。          (6) 予防接種による健康被害の救済          予防接種を受けた者が、予防接種が原因で疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法等関係法令に基づき給付を行う。          (7) 市外接種者への対応          旭川市民が市外の医療機関で定期接種を希望する場合、事前に手続きを行い、接種後に費用の払い戻しなどの対応を行う。</p> <p><b>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の概要】</b>          ・予防接種の接種記録等の管理を行う。          ・特例臨時接種期間に接種した分について、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p><b>【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】</b>          ・本市は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。          ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。          ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリにおいてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。          ・本市は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。</p>		
③対象人数	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	(仮称)新・がん検診・予防接種・結核健診システム
②システムの機能	<p>【予防接種関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種データ登録処理</li> <li>・予防接種データエラー処理</li> <li>・予防接種各種統計表出力処理</li> <li>・予防接種支出関連帳票出力及びデータディスク作成(風しんの追加的対策を除く。)</li> <li>・予防接種医療機関の登録及び修正(風しんの追加的対策を除く。)</li> <li>・予防接種対象者出力処理(麻しん風しん, 日本脳炎, 高齢者の肺炎球菌感染症, 高齢者の带状疱疹, HPV, 風しんの追加的対策)</li> <li>・未接種者出力処理</li> <li>・風しんの追加的対策未接種, 未受診者出力処理</li> <li>・予防接種情報更新処理</li> <li>・その他別途市が指定する統計表等の作成</li> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種及の対象者に関する処理</li> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の予防接種履歴の情報提供のため, 住民健診情報照会システムへのデータの格納処理</li> <li>・住基システムからのデータ取り込み処理(月2回)</li> </ul> <p>・マイナンバー利用事務における情報連携に必要な項目を抽出し, 副本登録する。                  ・必要な項目:(副本登録 氏名, 生年月日, 性別, 接種年月日, 接種種別, 個人番号)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバーコネクタ, 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種システム, 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバーコネクタ
②システムの機能	<p>団体内統合宛名管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と新・がん検診・予防接種・結核健診システムの宛名番号とひも付けて管理する。</li> <li>・宛名情報管理機能 氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所の基本5情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。</li> <li>・中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種システム )</p>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</li> <li>・情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</li> <li>・情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</li> <li>・既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、中間サーバーコネクタ及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>・情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</li> <li>・情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</li> <li>・データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>・セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能</li> <li>・職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</li> <li>・システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバーコネクタ )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバーコネクタ )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバーコネクタ )									
システム4									
①システムの名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種システム								
②システムの機能	<p>【予防接種関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種データ登録処理</li> <li>・予防接種データエラー処理</li> <li>・予防接種各種統計表出力処理</li> <li>・予防接種支出関連帳票出力及びデータディスク作成</li> <li>・予防接種医療機関の登録及び修正</li> <li>・予防接種情報更新処理</li> <li>・その他別途市が指定する統計表等の作成</li> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者に関する処理</li> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種履歴の情報提供(中間サーバーコネクタを經由して、情報提供ネットワークシステムに接続)情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく新型インフルエンザ等感染症予防接種履歴情報の提供機能</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバーコネクタ, (仮称)新・がん検診・予防接種・結核健診システム )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバーコネクタ, (仮称)新・がん検診・予防接種・結核健診システム )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバーコネクタ, (仮称)新・がん検診・予防接種・結核健診システム )									



<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第十四, 百二十六)
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表(十四, 百二十六) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表(十四, 百二十六)
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康保健部保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	



備考（⑬、⑭以外は特定個人情報の取扱いあり）

- ① 住民基本台帳や予防接種台帳の情報を基に、対象者（転入者等を含む）に予診票等の送付や接種勧奨の個別通知を
- ② 里帰り等により、市外医療機関での接種を希望する市民より、実施依頼書の交付申請書を受理
- ③ 住民基本台帳や予防接種台帳の情報から対象者に対し、予診票や実施医療機関宛ての予防接種実施依頼書を送付
- ④ 予防接種の対象者が医療機関に接種を依頼する。（市外接種を含む）
- ⑤ 医療機関等は問診の上、予防接種の対象となる住民に対して、予防接種を実施
- ⑥ 市外での接種終了後、対象者から予診票や請求書等の必要書類を受理
- ⑦ 接種費用について、対象者へ支払い（予防接種ごとの上限額あり）
- ⑧ 予防接種を実施した医療機関は、予診票を旭川市に提出（⑨と同時）
- ⑨ 予防接種の委託契約に基づき、請求書を旭川市に提出（⑧と同時）
- ⑩ ⑧の予診票について審査し、転入者等は情報連携による接種履歴の確認後、委託業者へパンチ入力処理（データ化）を依
- ⑪ 委託業者より、パンチ入力データ及び予診票が返却
- ⑫ ⑪パンチ入力データについて、予防接種台帳に登録
- ⑬ ⑨請求内容について精査後、接種費用を医療機関へ支払
- ⑭ 照会等に応じて、厚生労働省（北海道）に対し、予防接種の実施状況等を報告
- ⑮ 予防接種台帳のデータの一部を⑯情報連携のため、中間サーバーコネクタを介して中間サーバーへ登録
- ⑯ 他市町村等への情報提供及び他市町村からの情報取得
- ⑰ 接種後に健康被害が生じた場合、市民から医療費等の給付申請を受理。
- ⑱ ⑰を受理後、旭川市で設置する予防接種健康被害調査委員会において申請内容について審議し、その結果と申請書類等を国へ進達
- ⑲ 健康被害給付に係る厚生労働省の審議結果を受領
- ⑳ ⑲の結果を受け、認定された場合、医療費や給付金等の支払う。認定されない場合はその旨を通知
- ㉑ 接種券を発行する予防接種について、生年月日により対象者を住基システムから抽出。
- ㉒ 接種データを登録する際に、住基システムのデータと突合しデータの整合性を確認。
- ㉓ 通常時は使用していない。感染症のまん延などにより、至急接種券を発行する際にデータの抽出・管理をするために使用。

<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務に係る情報>

#### ①特定個人情報の登録・管理

- ・本市は、（仮称）がん健診・予防接種・結核健診システムからの情報連携又は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム画面への直接入力により、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて対象者の個人番号を含む対象者情報と予防接種管理情報の紐付け及び登録を行う。（LGWAN回線等経由）
- ・本市は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムから接種記録等、必要な情報を自動連携またはダウンロードし、（仮称）がん健診・予防接種・結核健診システム等への取込を行う。
- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

#### ②PMHキー採番

- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hubに対して個人番号を連携することで、オンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。
- ・Public Medical Hubは、医療保険者等向け中間サーバーを経由しPMHキーを採番して予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに回答する。
- ・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと個人番号を紐付けて、PMHキーと紐付番号をオンライン資格確認等システムへ連携する。
- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。
- ・マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子（PMH仮名識別子）を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携する。（連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。）以降、③④⑤⑥が可能となる。

#### ③マイナポータルへの通知

- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムからマイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、本市は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを利用してマイナポータルに識別子（PMH仮名識別子）と通知情報を登録する。

#### ④マイナポータルからの入力・取得（予診票・接種記録）

- ・住民は、マイナポータル経由で予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの予診票の事前入力や、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムから接種記録や通知情報を閲覧/取得する。

#### ⑤医療機関用アプリからの入力・取得（予診票・接種記録）

- ・医療機関が医療機関用アプリを利用し、接種時に住民からマイナンバーカードによる本人確認を経て、事前入力された予診票及び接種記録の閲覧/取得/入力を行う。

#### ⑥ID5取得

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の被接種者及び接種対象者
その必要性	適正な予防接種の実施及び履歴等の管理を行うため、上記の範囲を対象とすることが必要である。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 係る予防接種事務 ) ・予防接種記録情報</p>
その妥当性	<p>予防接種法 第九条の三 予防接種法施行規則 第三条 番号法第九条第二項</p> <p>・識別情報:対象者を正確に特定するために必要 ・連絡先情報:対象者の期日時点の居住地、連絡先を把握するために保有 ・業務関係情報:接種記録の把握管理のために必要</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務&gt;</p> <p>・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子、PMH連携キー、予防接種対象者番号、ID5…予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 予防接種記録情報…予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月1日
⑥事務担当部署	健康保健部保健所保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民生活部市民課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他の自治体） <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者（医療機関） <input checked="" type="checkbox"/> その他（支払基金）
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他（Public Medical Hub、医療機関用アプリ、マイナポータル）
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 予防接種対象者確定時</li> <li>・連絡先情報 予防接種対象者確定時</li> <li>・業務関係情報(健康・医療機関情報)：予防接種時</li> </ul> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムがPMHキーの採番処理依頼時に都度、Public Medical Hubから特定個人情報を入手する。</li> <li>・本市が予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに登録した予診票のひな形に対して、住民が接種前にマイナポータル等を介して予診票情報を入力することにより、本市が個人情報を入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。</li> <li>・接種時に、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関での顔認証端末を用いて、住民がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が入力した予診票情報、接種記録を個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。</li> </ul>
④入手に係る妥当性	<p>予防接種事務を適正に行うため、予防接種実施期間で適宜、接種情報等の情報の収集を行う必要がある。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務&gt;</p> <p>(PMHキー採番処理依頼時に入手される特定個人情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報は、外部との情報連携のため、PMHキーの採番処理依頼時にPublic Medical Hubを経由して医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。</li> <li>(その他：個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報)</li> </ul> <p>本市が入手する特定個人情報のうち、既存事務と同様に予診票に事前入力される事項は、本人又は本人の代理人から情報を入手し、予診票の医師記入欄及び接種記録は、予防接種を実施する医療機関から入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証(本人確認)の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて情報が入力される。接種を受託する医療機関は、当該情報確認し、接種の可否を判断する。</li> <li>・医療機関において、タブレットに搭載された医療機関用アプリを用いた予診票の確認・接種記録がオンライン化されることにより住民及び医療機関の利便性の向上が図られる。また、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。医療機関での本人確認後、医療機関用アプリ又は顔認証端末を用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が予診票情報を確認して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入力を行う。</li> </ul>
⑤本人への明示	<p>番号法第9条第1項 別表の14(予防接種法)、126(新型インフルエンザ等対策特別措置法)</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は本人の代理人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル及び医療機関用アプリ又は医療機関での顔認証端末では、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、本人確認することにより入手する。</li> </ul>



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	(仮称)新・がん検診・予防接種・結核健診システム管理業務	
①委託内容	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務に関する台帳管理等(予防接種台帳の整備, 予防接種済の記録, 台帳補記, 住民異動の反映, 帳票の出力等)システム内で管理している情報のうち、情報連携を行う必要のある予防接種履歴に関する項目を抽出し、情報連携を行えるようにする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の被接種者及び接種対象者
	その妥当性	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する接種台帳管理等のため取り扱う必要がある。接種台帳管理については予防接種法施行規則第3条
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。	
⑥委託先名	株式会社旭川保健医療情報センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2	予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	
①委託内容	予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法による予防接種の被接種者及び接種対象者
	その妥当性	予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは公益社団法人国民健康保険中央会(以下、国保中央会という。)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 ただし、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに格納された特定個人情報は、自動処理により再々委託先(これ以降の全ての委託を含む。以下、同じ。)に情報連携されるため、北海道国民健康保険団体連合会(以下、北海道国保連合会という。)及び国保中央会は特定個人情報にアクセスすることはない。

③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN又は閉域網回線を用いた提供 )	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。	
⑥委託先名	北海道国保連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用保守 ・PMHキーの採番及びPMHキーを介した医療機関用アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表(第百二十六)	
②提供先における用途	新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施に関する事務で使用	
③提供する情報	予防接種の実施に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
<b>提供先2～5</b>		
提供先2	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表(第十四)	
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務で使用	
③提供する情報	予防接種の実施に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上



**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>	<p>&lt;予防接種台帳ファイル&gt; ・入室管理を行っている部屋に設置したサーバーに保管</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務&gt; 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国保中央会や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年 4) 3年                              5) 4年                      6) 5年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>期間 [            20年以上            ]</p> <p>その妥当性 市民からの問い合わせに対応するため長期間保管する必要がある。</p>

③消去方法	<p>&lt;予防接種台帳ファイル&gt;  ①保管期間が終了した記録は、情報システム管理者がその後の保管の継続等の判断を行い、消去する。また、情報記録媒体の廃棄が必要な場合は、総務省通知(令和2年5月22日付け総行情第77号「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」)に準じて行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。  ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。  さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。  ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。  ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。  ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務&gt;  ・本市区町村の領域に保管されたデータのみ、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを用いて消去することができる。  ・本市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。  ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。  ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。  ・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日(作成日)を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。</p>
7. 備考	
—	

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 1 予防接種台帳ファイル

#### 【識別情報】

・個人番号, 宛名番号

#### 【連絡先情報】

・氏名, 生年月日, 性別, 住所

#### 【業務関係情報】

・予防接種コード, 接種区分, 医療機関コード, 接種年月日, 一連番号

(風しんの追加的対策事業について追加で記録している項目)

発券No., 検査年月日, 抗体検査方法, 抗体検査結果, 抗体検査番号, 判定結果, 券種

(新型コロナワクチン特例臨時接種事業について追加で記録している項目)

世帯番号, 発券No., 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目), ワクチン名(メーカー), ロットNo., 接種量, 会場名(医療機関コードの代わりに記録), 医師名

このうち、情報連携に必要な項目として副本登録されている情報

・氏名, 生年月日, 性別, 接種年月日, 接種種別, 個人番号

<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項目>

(1)対象者情報

- ・個人番号
- ・PMHキー
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・保護者氏名
- ・自治体コード
- ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容
- ・制御フラグ(リカバリー/不開示/閲覧停止)
- ・変更区分
- ・消除の異動日
- ・その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号)
- ・その他区分等(接種対象者区分/減免区分)

(2)ユーザー情報

- ・機関マスタID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

(3)予診票情報

- ・項目ID
- ・管理ID
- ・更新日時
- ・回答ID
- ・回答内容
- ・回答処理ステータス
- ・回答日時
- ・接種不可フラグ
- ・予防接種設定ID
- ・予防接種管理ID
- ・組み合わせ番号
- ・強制失効日
- ・勧奨情報(ルールID、勧奨日)

(4)予防接種記録情報

- ・予防接種記録ID
- ・予防接種管理ID
- ・接種日
- ・接種同意フラグ
- ・医療機関コード
- ・医師名
- ・実施場所
- ・実施区分
- ・接種区分
- ・GTINコード
- ・ワクチンメーカー名
- ・ワクチン名(ワクチン一般名/ワクチン通称/ワクチン販売名)
- ・ロット番号
- ・接種量
- ・接種部位
- ・接種方法
- ・ワクチン有効期限
- ・要注意接種フラグ
- ・特別の事情
- ・海外接種フラグ
- ・更新日時
- ・最新/削除フラグ
- ・その他区分等(接種対象者区分/減免区分)

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報入手の際には、対象者の複数情報の突合により対象者以外の情報を入手することを防止する。</li> <li>・庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や不必要な情報を入手できないようにする。</li> </ul> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリ又は顔認証端末でマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携される。</li> <li>・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。</li> <li>・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な情報のみ記載する項目を設けており、不必要な情報を入手（入力）されることはない。</li> </ul> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるよう系統的に制御している。</li> <li>・医療機関から医療機関用アプリを介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるよう系統的に制御している。</li> <li>・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるよう系統的に制御している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。</li> <li>・操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システムを通じた入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</li> </ul> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるよう系統的に制御している。</li> <li>・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種実施時に、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号を Public Medical Hub から加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口でマイナンバーカードと他の証明書類の提示を求め、照合する。</li> <li>・本市の住民記録システム又は住基ネットを利用し、個人番号の真正性の確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号を Public Medical Hub から加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予診票の審査時は、整合性を確保するため、2人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。</li> <li>・入力、削除及び訂正作業に用いた紙資料は、施錠可能な執務室内のキャビネット で保管する。</li> </ul> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>個人番号及び基本情報の正確性は、既存事務において住基システムとの連携等により担保されている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。</li> </ul> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムと支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、Public Medical Hub を経由した閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。</li> <li>・(仮称)がん健診・予防接種・結核健診システムは、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携時にLGWAN回線による閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	



アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>・システムへのユーザーごとのアクセス権限は、情報政策課が管理し、職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理されている。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【中間サーバーコネクタにおける措置】</p> <p>①操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人番号に対して照会を行ったかを記録している。)</p> <p>②自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常/異常の監視を翌日に行っている。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>・本市区町村は、システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。</p>	
その他の措置の内容	<p>執務室には、職員以外の入室はできないため、権限のない職員が特定個人情報を使用することはできない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・予防接種に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、特定個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。</p> <p>・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>・本市区町村は、特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。</p> <p>・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本市区町村は、当該教育の実施について履行確認を行う。再委託先においても同様の取扱いとする。</p> <p>・本市区町村は、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</p> <p>・本市区町村の既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。</p> <p>・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。</p> <p>・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・情報連携を行う端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に配置する。</p> <p>・特定個人情報の取扱いにおいて、電子記録媒体を使用しない。</p>	
<p><b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> <span style="float: right;">[ ] 委託しない</span></p>	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク</p> <p>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク</p> <p>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク</p> <p>委託契約終了後の不正な使用等のリスク</p> <p>再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	<p>業者選定に当たっては、旭川市の入札参加有資格者名簿掲載業者であること、また、同等業務の履行実績の有無等、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。</p> <p>個人情報の保護に関する法律等に基づき、契約書に個人情報保護に関する規定を設けるとともに従事者への情報セキュリティに関する教育の実施について規定する。</p> <p>契約時には、業務従事者の経歴、資格、実績及び守秘義務等に対する誓約書の提出を受ける。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>本市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを北海道国保連合会に委託し、北海道国保連合会は国保中央会に再委託することとする。</p> <p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、国保中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。</p>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[ 制限している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 制限している      2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<p>対象業務を行う従事者の届出を求め、従事者を限定する。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>・本市がアクセス権限の管理状況を確認できる。</p> <p>・本市は、アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。</p> <p>・本市は、アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。</p> <p>・本市は、アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。</p> <p>※特定個人情報に係るアクセス権限は、再々委託先(PMHキー採番や運用保守)のみに付与される。</p>

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
<div style="text-align: center;">具体的な方法</div>	<p>業務上取り扱う特定個人情報については、市及び委託先で電子データとして保管し、取扱内容及び時期等の確認ができるようにする。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは特定個人情報の取り扱いのログを保存し、本市は特定個人情報に係る操作のログを閲覧・出力できる。</li> <li>※再々委託先(PMキー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。</li> </ul>
特定個人情報の提供ルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 定めている      2) 定めていない
<div style="text-align: center;">委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</div>	<p>データの受け渡しは、アクセス権を限定したファイルサーバー間で行っている。 また、USBのやり取りが必要な場合は、暗号化機能付きの物を使用している。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供は行わない。</li> <li>・本市区町村は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。</li> </ul>
<div style="text-align: center;">委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</div>	<p>記録媒体等の持ち出しに関し、電磁的記録媒体の持ち出しに係る実施手順に従い、受託者自らが管理、記録することとなっている。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。</li> <li>・本市区町村は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。</li> </ul>
特定個人情報の消去ルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 定めている      2) 定めていない
<div style="text-align: center;">ルール内容及びルール遵守の確認方法</div>	<p>特定個人情報の取扱いは、市の指示により行うことから消去についても市の指示に基づき行う。委託先が消去を行った場合には作業履歴を記録し、削除証明等を徴取する。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約終了後は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに保管していた全ての特定個人情報を国保中央会が消去する。</li> <li>・特定個人情報を紙媒体で保管しない。</li> <li>・委託契約書に基づき、本市区町村は消去について国保中央会から報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。</li> </ul>





6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい及び紛失のリスクに対応している(※)。                  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。                  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。                  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。                  ※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。                  &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。                  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。                  ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。                  ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。                  ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。                  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。                  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;新・がん検診・予防接種・結核健診システムに関する措置&gt;</p> <p>①誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。</p> <p>②誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;旭川市における措置&gt;</p> <p>①本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;旭川市における措置&gt;</p> <p>①生体認証により入室管理を行っているサーバ室内の施錠管理されたサーバ内に保管している。            ②サーバ室はホストコンピュータ運用保守業者が常時安全管理を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスの利用</li> </ul>

⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;旭川市における措置&gt;          ①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。          ②特定個人情報を管理しているサーバーは、インターネットに接続していない隔離されたネットワーク上に設置している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。          ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。          ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。          ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。          ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;          予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。          主に以下の技術的対策を講じている。          ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。          ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。          ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。          ・国保中央会や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。          ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは外部からの侵入検知・通知機能を備えている。          ・本市の端末と予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。          ・本市の端末と予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムとの通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。          ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。          ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。</p>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	-	
その他の措置の内容	-	

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。</p> <p>・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、システム運用委託業者による消去処理を実施し、その記録を残す。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。</p> <p>・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。</p> <p>・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日(作成日)を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。</p>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		<旭川市における措置> ①定期的に担当部署内において実施している自己点検の際に、評価書の記載内容のとおり運用がなされているかどうか運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。  <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本市は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		<旭川市における措置> ①情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行う。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。  <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本市は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<旭川市における措置> ①特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、人的セキュリティ研修を定期的実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定に関することを含む研修等を実施することとしている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。  <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本市区町村は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。

### 3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置>

本市区町村は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 (総合庁舎3階) 旭川市 市民生活部 地域活動推進課 電話番号 0166-25-9101
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	旭川市ホームページに請求先、請求手続等についての案内を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、写しの作成(モノクロコピー1枚(A3判まで)10円)や送付に必要な費用は、請求する方の負担となります。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種台帳ファイル
公表場所	旭川市 市民生活部 地域活動推進課ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎4階) 旭川市健康保健部 保健所保健予防課 保健予防係 0166-25-6237
②対応方法	受付簿を作成し、処理する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	旭川市市民参加推進条例、同施行規則及び意見提出手続事務取扱基準に基づき意見聴取を実施する。実施に際しては、市広報紙及び市ホームページに公表している旨の記事を掲載し、担当部局及び市内各支所等並びに市ホームページにて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和7年7月1日～令和7年8月1日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	要望や不備等の指摘はなし。評価書案の記載を転記抜粋した意見が2件あり。
⑤評価書への反映	反映なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年7月1日～令和7年11月14日
②方法	個人情報(特定個人情報を含む)や情報システム、情報セキュリティに係る専門性を有する外部の第三者として、株式会社HARPIに委託し、第三者点検を実施した。
③結果	検出された不適合は、記載漏れや誤記、チェックミスと思われるものが大半で、特定個人情報保護評価自体の取り組み状況は適切であると判断された。 点検に係る結果は別紙1のとおり。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		(新規作成)	予防接種に関する事務 全項目評価書		以下3つの事務を統合し、しきい値を再判断したところ、全項目評価となったため。 ・予防接種に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

## 第三者点検における主な意見等

	指摘箇所	指摘内容	市の対応・考え方
1	「1 基本情報」「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「システム1」「③他のシステムとの接続」	別添1付図内の「予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム」と接続するとのことでしたが、記載漏れがありました。	指摘の通り記載しました。
2	「II 特定個人情報ファイルの概要」「2. 基本情報」「④記録される項目」「主な記録項目」	特定個人情報ファイル「予防接種台帳ファイル」に記載される項目についてヒアリングしたところ、その他（予防接種記録情報）が記録項目に該当するとのことでしたがチェックミスがありました。	該当部分にチェックを入れました。
3	「II 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項2」「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「その妥当性」	〇〇県国民健康保険団体連合会（〇〇県国保連合会）が特定個人情報ファイルの一部を取り扱う旨の記載をしていましたが、正しくは北海道国民健康保険団体連合会（北海道国保連合会）が特定個人情報ファイルの一部を取り扱うとのこと、誤記がありました。	記載の修正をしました。 北海道国民健康保健団体連合会 （北海道国保連合会）
4	「II 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項2」「⑥委託先名」	「北海道県国保連」と記載していましたが、正しくは「北海道国保連」とのことでしたので、誤記がありました。	記載の修正をしました。 北海道国保連
5	「II 特定個人情報ファイルの概要」「2. 基本情報」「④記録される項目」「その妥当性」	特定個人情報ファイル「予防接種台帳ファイル」に記載される項目の妥当性についてヒアリングしたところ、その他（予防接種記録情報）の記録が事務の適正な実施にとって必要であることは確認しました。しかし、その根拠の一部として記載している「予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理」という表現について、具体的にどんな関係法令や業務上の理由に基づくものなのか確認できませんでしたので、旭川市における妥当性（なぜ記録するのかの根拠）を説明した表現として必要か否か再確認ください。	保管する項目についての根拠を追加 番号法による特定個人情報にあたる部分の根拠を追加 「予防接種法施行規則 第三条」 「番号法第九条第二項」